

昭和三十二年政令第二百七十七号

美容師法施行令

内閣は、美容師法（昭和三十二年法律第百六十三号）第三条第四項、第四条第四項及び第五項並びに第七条の規定に基き、この政令を制定する。

第一条 削除

（受験手数料）

第二条 美容師法（以下「法」という。）第四条の十八第一項の政令で定める受験手数料の額は、筆記試験については一万五千九百円とし、実技試験については一万八千八百円とする。

（登録等の手数料）

第三条 法第五条の四第二項の政令で定める手数料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 美容師の登録を受けようとする者 五千二百円
- 二 美容師免許証又は美容師免許証明書の記載事項の変更を受けようとする者 三千七百五十円
- 三 美容師免許証又は美容師免許証明書の再交付を受けようとする者 四千百五十円

（美容所以外の場所で業務を行うことができる場合）

第四条 美容師が法第七条ただし書の規定により美容所以外の場所において業を行うことができる場合は、次のとおりとする。

- 一 疾病その他の理由により、美容所に来ることができない者に対して美容を行う場合
- 二 婚礼その他の儀式に参列する者に対してその儀式の直前に美容を行う場合
- 三 前二号のほか、都道府県（地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条第一項の規定に基づく政令で定める市（以下「保健所を設置する市」という。）又は特別区にあつては、市又は特別区）が条例で定める場合

（業務停止に関する通知）

第五条 都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、法第十条第二項の規定により業務停止の処分を行つたときは、厚生労働大臣に厚生労働省令で定める事項を通知しなければならない。

附 則 略